森林・山村多面的機能発揮対策実施要領

平成31年度活動組織申請書類様式

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式番号 | 様式名 | 提出先 |
| 9 | 森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付決定前着手届 | 活動組織→ | 農林振興センター（市・町） | →協議会 |
| 10 | 活動組織規約（例） | 活動組織→ | 農林振興センター（市・町） | →協議会 |
| 11 | 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書（例） | 活動組織→ | 農林振興センター（市・町） | →協議会 |
| 12 | 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書 | 活動組織→ | 農林振興センター（市・町） | →協議会 |
| 13 | 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書 | 活動組織→ | 農林振興センター（市・町） | →協議会 |

（様式第９号）

番　　　号

平成３１年○月○日

富山県森林・山村多面的機能推進協議会

会長　柳原 正紀　殿

活動組織○○○○

代表　○○　○○　　印

平成31年度　森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付決定前着手届

　森林・山村多面的機能発揮対策実施要領の別紙３の第５の７の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

１．事業費　　　　　　　○○○○○○円

２．活動組織名　　　　　○○○○

３．着手予定年月日　　　平成３１年○月○日

４．交付決定前の着手を必要とする理由

（別記条件）

１．採択決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合はこれらの損失は採択決定前着手届けを提出した活動組織が負担すること。

２．採択決定を受けた交付金額が採択申請額又は採択申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。

３．当該施策については、着工から採択決定を受ける期間内においては計画の変更は行なわないこと。

（様式第10号）

活動組織○○○○規約**（例）**

平成○年○月○日制定

第１章　総則

（名称）

第１条　この活動組織は、○○活動組織（以下「活動組織」という。）という。

（事務所）

第２条　活動組織は、主たる事務所を○○に置く。

（目的）

第３条　活動組織は、第４条の構成員による地域共同による森林・山村の多面的機能の発揮のための活動を通じ、地域の活性化を図ることを目的とする。

第２章　構成員

（構成員）

第４条　活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

（備考）

　　活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議し、備考欄に構成員の所属等を記載するよう努める。

第３章　役員

（役員の定数及び選任）

第５条　活動組織に、代表１名、副代表○名、書記○名、会計○名、監査役○名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

２　代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

３　代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。

４　副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

５　書記は、活動組織の活動の事務等を行う。

６　会計は、責任者として事業の会計を行う。

７　監査役は、責任者として会計の監査を行う。

（役員の任期）

第６条　役員の任期は、○年とする。

２　補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第４章　総会

（総会の開催）

第７条　通常総会は、毎年度１回以上開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

　一　構成員現在数の３分の１以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

　二　監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。

　三　その他代表が必要と認めたとき。

３　前項第１号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

４　総会の招集は、少なくともその開催の７日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

（総会の権能）

第８条　総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

　一　活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算、実績報告及び実施に関すること。

　二　活動組織規約の制定及び改廃に関すること。

　三　その他活動組織の運営に関する重要な事項。

（総会の議決方法等）

第９条　総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

２　総会においては、第７条第４項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

３　総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

５　総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

（特別議決事項）

第10条　次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の３分の２以上の多数による議決を必要とする。

　一　活動組織規約の変更

　二　活動組織の解散

　三　構成員の除名

　四　役員の解任

第５章　事務、会計及び監査

（書類及び帳簿の備付け）

第11条　活動組織は、第２条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

　一　活動組織規約

　二　役員等の氏名及び住所を記載した書面

　三　収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳

　四　その他代表が必要と認めた書類

（書類の保存）

第12条　活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から５年間保存することとする。

（事業及び会計年度）

第13条　活動組織の事業及び会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（資金）

第14条　活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはほかの会計と区分して経理する。

　一　森林・山村多面的機能発揮対策交付金

　二　その他の収入

（会費）

第15条　前条第二に揚げる収入として、会員から月（年）○○円の会費を徴収するものとする。

（事務経費支弁の方法等）

第16条　活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

（活動計画の作成）

第17条　活動計画は、会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

（資金の支出）

第18条　資金の支出者は代表とする。

（資金の流用）

第19条　資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

（金銭出納の明確化）

第20条　出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

（金銭の出納）

第21条　金銭を出納したときは、領収証を発行しなければならない。

２　金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

（領収証の徴収）

第22条　金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

２　金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

（物品の管理）

第23条　活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

（決算及び監査）

第24条　活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

２　監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

第６章　活動組織規約の変更

（規約の変更）

第24条　この規約を変更した場合は、地域協議会長に報告をしなければならない。

第７章　雑則

（細則）

第25条　森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年５月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年５月16日25林整森第60号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年５月16日25林整森第74号林野庁長官通知）、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附　則

１　この規約は、平成○年○月○日から施行する。

２　活動組織の設立初年度の役員の選任については、第５条第２項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第６条第１項の規定にかかわらず、平成○年○月○日までとする。

３　活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。

（別紙）

平成　　年　　月　　日

活動組織○○○○参加同意書

以下３．の構成員は、○○活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表及び役員を下記１．２．のとおり定めます。

１．代表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|  |  |  |  |

２．役員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

３．構成員

（１）個人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（２）団体

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 住所 | 団体名 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　注：団体においては、活動組織の構成員となる者は代表者とし、構成員名簿を添付すること。

（様式第11号）

森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書**（例）**

　森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年５月16日25林整森第74号林野庁長官通知）に基づき、活動組織○○○○と森林所有者は、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第１条　この協定は、地域の森林・山村の多面的機能の発揮のための活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

（協定期間）

第２条　地域共同による活動の協定期間は、協定締結の日から平成○年○月○日までとする。

（協定の対象となる森林）

第３条　協定の対象となる森林は、以下のとおりとする。

所在地　○○県○○町○○○○　○○－○

面　積　○○.○ha

計画図　別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の12に定めるとおりとする。

（森林経営計画の確認等）

第４条　森林所有者は協定締結後に協定の対象となる森林において、森林経営計画を策定しようとする場合又は立木の伐採や森林の転用等を行おうとする場合は、活動組織○○○○と事前に協議するものとする。

２　協定の対象となる森林において活動計画の期間中に森林経営計画が策定された場合にあっても、前項後段の立木の伐採や森林の転用等を行おうとする場合の事前協議に関する規定及び第６条の規定は有効とする。

（活動計画）

第５条　活動組織が行う活動は、別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の７に定めるとおりとする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、活動組織と森林所有者が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、活動組織と森林所有者は、本書を作成し、記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

平成○年○月○日

○○活動組織

住所　○○県○○町○○○○　○○－○

代表　○○　○○　　印

住所　○○県○○町○○○○　○○－○

　○○　○○　　印

住所　○○県○○町○○○○　○○－○

　○○　○○　　印

住所　○○県○○町○○○○　○○－○

　○○　○○　　印

（様式第12号）

活　動　計　画　書

平成○年○月○日策定

活動組織○○○○

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書

１．組織名

|  |
| --- |
|  |

２．所在地

|  |
| --- |
|  |

３．地区の概要、取組の背景等

|  |
| --- |
|  |

４．取組概要

|  |
| --- |
|  |

５．構成員の概要

　　※構成員の居住地（どのような地域から参加しているか）、職種、経歴、所属団体等、構成員の多様性がわかるように記載すること。

|  |
| --- |
|  |

６．地元の自治体、自治会、集落等のニーズに対応するなど地域の活性化への寄与

|  |
| --- |
|  |

７．年度別スケジュール

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組概要 | ○○年度 | ○○年度 | ○○年度 |
| １．活動推進費 |  |  |  |
| ２．実践活動 |  |  |  |
| A-1地域環境保全タイプ（里山林保全） |  | ha |  | ha |  | ha |
| A-2地域環境保全タイプ（侵入竹除去、竹林整備） |  | ha |  | ha |  | ha |
| B 森林資源利用タイプ |  | ha |  | ha |  | ha |
| C　森林機能強化タイプ |  | ha |  | ha |  | ha |
|  | m |  | m |  | m |
| ２－１．間伐等（除伐・枝打ちを含む）実施面積 |  | ha |  | ha |  | ha |
| ２－２．活動を始める時点で長期にわたり手入れをされていなかったと考えられる森林を整備する面積 |  | ha |  | ha |  | ha |
| ３．資機材・施設の整備 |  |  |  |

※１　延長には森林調査・見回りを除く。

※２　２のCの森林機能強化タイプの森林面積については、スケジュールの期間内に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプにより森林整備を実施する面積を記載する。

※３　２－２については、2年目以降はその前年度までの活動により該当する森林の整備を実施している場合はその森林の面積を除外し、その年度に新たに該当する森林の整備を実施する面積を記載する。

８．活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング方法（地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| タイプ名 | 目　標 | モニタリング方法 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（注）目標の設定及びモニタリング方法の記載については、別に定めるガイドラインを参考にすること。

９．年度別に実施する安全講習等の名称及び内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 講習の名称 | 講習の内容 |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |
| 年度 |  |  |

１０．安全のために装備する物品及び傷害保険の名称

|  |
| --- |
|  |

１１．４年目以降の活動（森林管理）計画

|  |
| --- |
|  |

１２．計画図（協定の対象としている区域の図面）

　　　　取組の実施箇所の森林計画図を添付すること。森林計画図がない場合は、対象森林の面積が分かる縮尺5,000分の１以上の図面を添付すること。添付した図面に、計画期間中の各タイプの活動内容及び森林経営計画の策定の有無を図示すること。また、森林機能強化タイプにおいては、改修等を実施する路網や鳥獣被害防止柵を図示すること。

１３．その他

（１）写真

　　　取組みの実施箇所に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林がある場合はその写真を添付すること。

（２）収入

　　　会費、林産物収入など森林・山村多面的機能発揮対策交付金以外の収入がある場合は記載すること。

|  |
| --- |
|  |

（３）委託

　　　取組みを委託する場合は、次を記載すること。

|  |
| --- |
| 活動計画における取組についての委託 |
| ・委託機関名・連絡先（電話番号等）・委託時期・委託内容（委託する区域の林小班、委託業務の内容（面積、作業の内容）等）・委託金額 |

（様式第13号）

番　　　号

平成３１年○月○日

富山県森林・山村多面的機能推進協議会

会長　柳原 正紀　殿

活動組織○○○○

代表　○○　○○　　印

平成31年度　森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書

　森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年５月16日25林整森第74号林野庁長官通知）別紙３の第５の４（１）に基づき、下記のとおり森林・山村多面的機能発揮対策交付金の採択を申請する。

記

１．活動組織名

２．協定の対象となる森林の位置

３．担当者名・電話番号（連絡がとれる担当者及び電話番号を記載）

４．森林・山村多面的機能発揮対策交付金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組メニュー | 交付単価等 | 森林面積等 | 交付金総額 |
| 活動推進費 | 万円 | 初年度のみ | 円 |
| 地域環境保全タイプ（里山林保全） | 120,000円/ha | ha | 円 |
| 地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備） | 285,000円/ha | ha | 円 |
| 森林資源利用タイプ | 120,000円/ha | ha | 円 |
| 森林機能強化タイプ | 800円/ｍ | ｍ | 円 |
| 小　計 |  |  | 円 |
| 資機材・施設の整備 | 1/2以内 | 円 | 円 |
| 資機材・施設の整備（林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋） | 1/3以内 | 円 | 円 |
| 計 |  |  | 円 |
| 間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積 |  | ha |  |
| 当該年度に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林を整備する面積 |  | ha |  |

（注１）面積は0.1ha、延長はm単位で記入。

　（注２）当該年度に長期にわたり手入れをしなかったと考えられる里山林を整備する面積は、活動期間内の前年度までに該当する里山林の整備を実施した場合は、その森林の面積を除外し、当該年度に新たに里山林の整備を実施する面積を記載すること。

５．事業費（活動推進費＋各タイプ計＋資機材・施設の整備（購入額））

|  |
| --- |
|  |

６．月別スケジュール

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取組内容 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
| １．活動推進費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２．実践活動 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| A-1 地域環境保全タイプ（里山林保全） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| A-2 地域環境保全タイプ（侵入竹除去、竹林整備） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| B 森林資源利用タイプ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| C 森林機能強化タイプ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３．資機材・施設の整備 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

７．安全講習等の名称及び内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 講習の名称 | 講習の内容 | 実施月 |
|  |  | 月 |
|  |  | 月 |

（注）安全講習等は、対象森林内で実施するものを記載すること。

＜施行注意＞

　　活動計画書、協定及び活動組織の運営に関する規約等を添付するものとする。

（別紙）

資機材等購入理由書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名・規格 | 単価 | 数量 | 価格 | 購入理由等 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※見積書・カタログ等を添付してください。

※購入理由等として次の点を説明してください。

　①活動・作業内容に必要な機材・規格であること。

　②交付金事業終了後も継続的に必要であること。

　③リース、レンタル等との比較検討について。

　④購入後の管理・保管について。